

令和 7 年度世田谷区公契約適正化委員会（第 1 回） 会議録

1. 会議名称 令和 7 年度世田谷区公契約適正化委員会（第 1 回）
2. 担当課名 財務部経理課
3. 開催日時 令和 7 年 8 月 27 日（水）午前 9 時 31 分～午前 11 時 1 分
4. 開催場所 世田谷区文化生活情報センター生活工房 セミナールーム B
5. 出席者
 - ・ 委員
中川会長、永山副会長、小部委員、河原委員、兒玉委員、竹内委員、三浦委員、
中村委員、新井委員
 - ・ 事務局
中村副区長
田村財務部長、谷澤経理課長、公契約担当係長、契約係長 他
6. 会議の公開の可否 非公開
7. 会議を非公開とする理由

会議の性質上、契約・入札制度や予定価格等、区等の財産上の利益又は当事者としての地位を害するおそれのある内容に議事が及ぶ可能性があるため。
（世田谷区情報公開条例第 7 条第 6 号ロ）
8. 会議次第
 - 開会
 - 1. 委員の委嘱
 - 2. 委員の自己紹介、事務局の紹介
 - 3. 会長及び副会長の選出
 - 4. 諮問
 - 5. 審議
 - 6. 報告
 - 7. その他
 - 閉会

令和 7 年 8 月 27 日

世田谷区公契約適正化委員会（第 1 回）

午前 9 時 31 分開会

○事務局 それでは、令和 7 年度第 1 回公契約適正化委員会を開会いたします。

本来、委員会の議事は会長に進行していただくところですが、本日は委員の改選後、最初の委員会となりますので、会長が選出されるまでの間、司会を務めさせていただきます。財務部長の〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

お手元に本日の次第、委員名簿等の資料を配付しております。なお、配付資料の確認は、審議に入る際に改めて行わせていただきます。

初めに、本日、区から〇〇副区長が出席しておりますので、委員の委嘱に先立ち、〇〇副区長から御挨拶がございます。よろしくお願いいたします。

○副区長 おはようございます。副区長の〇〇です。本日は、お忙しいところ、また非常に暑い中を公契約適正化委員会に御出席いただきまして、ありがとうございます。また、皆様には、公契約適正化委員会の委員の委嘱を御快諾いただいて、重ねてお礼を申し上げます。

さて、世田谷区の公契約条例ですが、平成 27 年 4 月にスタートして 10 年と半年ぐらいたちました。この 10 年では、皆様の御議論のおかげをもちまして、1 つには労働報酬下限額という概念を入れて、計画的に目標額に向けて段階的な増額改定を行ってまいりました。また、その途中では、目標額自体を特別区職員の高卒程度の単価に期末・勤勉手当を乗せて改善もすることができました。

また、入札関係では建設工事における総合評価方式、委託契約では変動型最低制限価格制度導入など、かなり先駆的と言える取組を他区に先駆けて実現することができたと思います。これも重ねて皆様の御議論のおかげと感謝を申し上げます。

今期の委員会では、これまでの 10 年を改めて振り返り、今後の公契約適正化の取組という方向性を改めて御議論いただきたいと思いますと思ひまして、諮問をさせていただきたいと思っております。

また、本日を含めて、引き続き忌憚のない御意見、御提案をいただきたく、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございました。

それでは、次第に沿いまして順次進めさせていただきます。恐縮ですが、着座で進めさせていただきます。

世田谷区公契約条例ですが、労働者の適正な労働条件の確保や事業者の経営環境の改善等を目的に、平成 27 年 4 月に施行され、今年で 11 年目となりました。また、本委員会においては、この条例の運用や必要となる施策等について御審議をいただいております、この 6 月からの委員会は第 6 期となります。皆

様におかれましては、お忙しいところ本委員会の委員をお引受けいただきましたことを重ねて御礼申し上げます。

では、第6期公契約適正化委員会委員の委嘱を行います。略式となりますが、委嘱状は机上配付とさせていただきたいと存じます。大変恐縮ではございますが、お名前を順番にお呼びさせていただきますので、順次、その場でお立ちいただきますようお願いいたします。

なお、〇〇委員は御欠席でございます。

皆様、ありがとうございました。2年間、どうぞよろしくお願いいたします。

また、世田谷区公契約条例第7条第2項により、労働報酬専門部会につきましては、「委員のうち、学識経験者並びに事業者及び労働団体の代表から区長が指名した者をもって組織する」こととなっております。今期の当部会の指名につきましては、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の学識経験者2名、事業者代表2名、労働団体代表2名の構成による、以上の6名に部会員をお願いしたいと思います。

なお、事業者代表の〇〇委員におかれましては、〇〇委員との交代制で、1年目を〇〇委員に、2年目を〇〇委員に部会員をお願いすることとしております。

加えて、前期からの引き続きの議題である労働報酬下限額の議論をさらに深めていく必要があることや、入札制度をはじめとした各取組の手法や検証等について御審議いただくに当たって、委員会及び部会での議論を一体的に進めていただく必要があると考えております。このため、部会における審議状況を委員会とより迅速かつ正確に共有し、多角的な視点から御審議いただくという観点から、前期に引き続き、部会員以外の公契約適正化委員会の委員の皆様にも関係人という形で部会への御出席をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここで委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。恐れ入りますが、〇〇委員から時計回りの順をお願いしたいと思います。

【各委員自己紹介】

【職員紹介】

それでは次に、次第3の会長及び副会長の選出でございます。

世田谷区公契約条例施行規則第8条によりまして、会長及び副会長は「委員の互選によりこれを定める」とされております。まず、会長の選出を行いたいと思います。委員の互選ということですが、皆様いかがでしょうか。

〇委員 できれば引き続き〇〇委員をお願いするのが適任かと思いますが、い

かがでしょうか。

○事務局 皆様、今、○○委員というお声がありましたけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局 ありがとうございます。それでは、会長を○○委員にお願い申し上げます。

○○会長、会長席へお願いいたします。

それでは、ここからの議事は○○会長に進めていただきたいと思います。○
○会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 会長ということで御推挙いただきました。引き続きとなりますけれども、至らないところも多々あるかと思いますが、委員の皆様方のお力の下、この委員会を進めていくことができればと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進行させていただきます。

この委員会の設置に当たりまして、副会長の選出を行いたいと思いますが、副会長は委員の互選ということでございますけれども、皆様いかがでしょうか。私に一任ということでもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 ありがとうございます。

それでは、会長一任ということでございますので、私の考えといたしましては、これまでもお務めいただきました○○委員に引き続き副会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ○○委員、よろしくお願いいたします。

○○委員、副会長席にお願いいたします。

○副会長 どうぞよろしくお願いします。

○会長

世田谷区公契約条例施行規則第8条第4項によりますと、ただいま御選出いただきました会長、副会長の双方に事故等がある場合は、「あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する」と規定されております。そこで、私といたしましては、前期もお願いいたしておりました○○委員に職務代理をお願いしたいと思いますが、○○委員、いかがでしょうか。

○委員 特に異議はありません。

○会長 では、○○委員、よろしくお願いいたします。

それでは続きまして、議事次第の4番目、諮問に入ります。

ここで、区長から当委員会への諮問がございます。よろしくお願いいたします。

○副区長 それでは、今日は区長の出席ができませんでしたので、副区長の私から諮問をさせていただきます。

これまでの公契約条例の運用評価と理解度向上を図るための施策及び効果的な入札制度改革の在り方について

世田谷区は、平成26年の世田谷区公契約条例制定以降、区のお知らせ、ポスター配布等様々な手段により条例に基づく取組みを周知するとともに、労働条件確認帳票による確認、事業所労働条件調査の実施、社会保険労務士による研修会の実施等により、条例の遵守状況の確認や条例の趣旨・目的の理解促進に取り組んでまいりました。また、労働報酬下限額については、工事請負契約は制度運用以来、公共工事設計労務単価の85%と設定しており、工事請負以外の契約は平成28年に初めて設定した950円から、令和7年度の1460円まで累計510円引き上げてまいりました。

入札制度改革としては、工事請負契約については建設工事総合評価方式の試行実施、スライド条項の運用整備等を、工事以外の契約については変動型最低制限価格制度等を実施してまいりました。

この間、社会経済状況は、為替相場の円安傾向、人手不足の深刻化、賃金上昇とそれを上回る物価の上昇など大きな変化がありました。

また、昨年度実施したアンケート調査では、条例についての認知度は高いことが確認できた一方、条例の趣旨・目的の理解や条例に基づく各取組みの履行状況については十分でないという結果となりました。

区としては、条例制定から10年間の取組みを振り返りつつ、条例の理解度の向上、社会経済状況に即した効果的な入札制度改革という課題に引き続き取り組んでいく必要があります。

つきましては、条例第6条第2項の規定に基づき、「これまでの公契約条例の運用評価と理解度向上を図るための施策及び効果的な入札制度改革の在り方について」について諮問いたします。

令和7年8月27日

世田谷区長 保 坂 展 人

〔諮問書手交〕

○会長 ただいま、〇〇副区長を通して区長から当委員会への諮問がございました。10年間という一区切りを経て、これからさらにどう進めていけばいいのか、入札制度改革の在り方に関しましての諮問、それから当委員会でもいろいろと御意見等も頂戴しておりましたけれども、理解度向上をどう図ってい

くのかというところが大きなポイントの一つと考えております。

この諮問内容に基づきまして、委員の皆様の御意見をいただきながら十分に審議を行い、答申をまとめていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

この諮問に関しまして、何か委員の皆様方からございますでしょうか。

○委員 これはいつまでにという期限があるのですか。

○会長 我々の任期の間ということですので、令和8年10月、11月ぐらいには形としてお渡しができるかと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。令和7年度に関しましては、これまでいろいろと行ってきました改革の内容について、いろいろな御意見をいただいて、それを令和8年度に入って順次まとめていく。まとめながら御意見、また課題も残るかとは思いますが、最終的な答申にまとめていければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは続きまして、5の審議に入ります。

審議としては、今日、2点ほどございますが、この後、労働報酬専門部会の開催を11時ぐらい、今から1時間後ぐらいを予定しております。限られた時間での審議となりますが、皆様にも、意見をいただくとともに、効率的な審議に御協力をいただければと思います。

まず、事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

【事務局 配布資料の確認】

それでは、審議に入りたいと思います。

審議の1番目、審議日程等、今年度のスケジュールについて、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料2を御覧ください。今年度のスケジュールにつきまして御説明させていただきます。

先ほど区長から本委員会に諮問させていただいたところでございます。〇〇会長からもお話がございましたけれども、まず今期につきましては、条例が施行されて以降、これまでの10年間の取組みにつきまして総括をいただきながら、今後の公契約条例の目指すべき方向性や在り方について御答申を頂戴したいと考えております。

また、来年度の労働報酬下限額につきましても労働報酬専門部会において御審議をいただき、今年度2回目の部会で意見書をまとめいただければと考えているところでございます。

本日が8月27日の第1回ということでございますが、第2回の委員会を10月から11月頃にかけて、そして第2回の労働報酬専門部会につきましても併せて

10月から11月にかけて、第3回の委員会につきましては年明け2月頃に開催をさせていただきたいと考えております。

そのほか御参考といたしまして、中ほどに区の動き、一番右側の欄に国・都の動きにつきまして記載させていただいております。

御説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。ただいまの審議の流れについて、例年とおおむね変わっておりませんが、労働報酬専門部会での労働報酬下限額の取りまとめが10月、11月となっております。よろしくお願いいたします。

この審議の流れについて、皆様から何か御意見はございますでしょうか。ただいま御説明のあった日程に沿って審議を進めてまいります。よろしくお願いいたします。

それでは、審議の2番目、公契約条例に関する各取組み案について、事務局から報告並びに資料の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料3、公契約条例に関する各取組み案についてを御覧ください。

まず、1の主旨でございます。令和6年度に、条例施行から10年を機に事業者、労働者を対象にしたアンケートを実施いたしました。これを受けまして、本年3月末日付で本委員会から意見書の御提出を受けたところでございます。今年度、条例施行から11年目を迎えるに当たりまして、先ほど区長から本委員会に諮問させていただいたところでございますけれども、その答申を受けるまでの間の取組みにつきまして、アンケート調査、また、いただいた意見書を踏まえまして取組み案をまとめましたので、御報告させていただくものでございます。

次に、2の主な課題と取組み案でございます。大きな柱立てとしましては、(1)の条例の認知度・理解度の向上と遵守状況の確認方法についてというのが1つの柱、もう一つは(2)で入札制度改革の推進についてという2本柱でございます。

まず、1ページ目の(1)条例の認知度・理解度の向上と遵守状況の確認方法について、①から⑤まで5点挙げさせていただいております。まず、①ですが、区ホームページの改善ということで挙げさせていただいております。アンケート調査によりまして、認知度は一定程度高まっているところなのですが、やはりまだ条例の目的・趣旨の理解の浸透には至っていないことが分かりました。また、同じアンケート調査によりまして、条例の認知経路ということでは、やはり区のホームページから知ることが最も多かったということで、これらを踏まえましてホームページを一層充実させたいと考えております。内容の再構成、条例の目的・趣旨、また事業所労働条件調査のページを作成するなど、条例の

理解促進に資する内容を加えてまいりたいと考えております。

次に、②チェックシートの内容の改訂でございます。こちらにつきましては、本委員会からも改訂の必要性の御意見をいただいているところでございます。また、アンケート調査の結果におきましても、事務手続が煩雑であるとか、チェックシートを提出する目的とか意図をまだ御理解いただいていないような回答もございました。そういったことも踏まえまして、質問項目の具体化、また社会保険労務士からも御意見を聴きながら内容を改訂させていただいて、事業所労働条件調査で不適正と判定された割合の多い項目などを重点的に改訂に盛り込むなど考えてまいりたいと思っております。こちらにつきましては、2回目の委員会で案を御提示させていただければと思います。

続きまして、③の事業所労働条件調査の件数の拡大でございます。2ページ目にお進みいただきまして、こちらに令和4年度以降の件数を記載させていただいておりますが、今年度につきましては、できるだけ件数を増やしていきたいと思っております。令和7年度は18件前後に増やしていければと思っております。

続きまして、④社会保険労務士による労務管理研修会の継続実施です。こちらから昨年度から開催させていただきまして、社会保険労務士会に御協力いただきまして、非常に好評を得ているところでございます。今年度も11月5日、午後2時から、せたがやイーグレットホール（区民会館）で開催を予定しております。こちらから引き続き実施してまいりたいと考えております。

続きまして、⑤条例で規定する責務を果たすことが困難な事業者等への対応ということでございまして、適正な労働条件の確保等、条例で規定する責務の内容について、一定の理解をお示しいただいても、なかなか実際の対応は困難という事業所もございます。そういった事業所に対しまして、効果的な支援を行うための業務整理も必要であると考えております。記載の2点について取組みを実施してまいりたいと思っております。そういった事業所に対しまして、対応の業務要領等の整備など、効果的な支援を実現してまいりたいと考えております。

続きまして、大きな柱立ての2本目、入札制度改革の推進について、こちらは①から⑥まで記載させていただいております。まず、①ですけれども、建設工事総合評価方式の更なる検証・分析と本格実施への移行ということで、令和4年度から試行実施をしております。今年度につきましては、件数を4割程度に拡大して試行実施をしているところでございます。また、総合評価につきまして事業者にもアンケートを取ったところで、今、集計中でございますが、そういった検証結果を踏まえた上で、来年度から本格実施ということでございます。また当委員会でも御意見等を賜ればと思っております。

②変動型最低制限価格制度の更なる検証・分析ということで、こちらは令和5年度から、試行ではなく実際に実施しておりますけれども、引き続き入札結果の動向を注視して検証を継続してまいりたいと考えております。

続きまして、3ページへお進みいただきまして、③より実勢に即した予定価格等の設定ということでございます。入札予定価格の算出につきましては、より実勢価格に近づけるために、最新の都の公共単価を用いて工事価格の積算を行っておりますけれども、都の単価と実勢価格との乖離のおそれがある場合は見積りを徴取いたしまして、一定の掛け率を掛けたものを採用して、なるべく工事価格を適正化する等の取組みを行っております。こちらにつきましても引き続き起工課と連携してまいりたいと考えております。

④スライド条項の適正かつ柔軟な運用ということで、令和4年6月にスライド条項の運用方法を再整理いたしまして、個別具体的に事業者にも周知・説明することで制度の定着を図っているところでございます。

⑤が前払金限度額の引上げ又は撤廃ということで、契約事務規則第50条ただし書の規定によりまして、5億円の限度額を設けないという運用を行っているところでございます。

⑥は今後の予定で、これからの取組みになりますが、電子契約の導入など事務負担の軽減ということで、まずは工事のほうから今年の秋頃に電子契約導入を進めてまいりたいということで、現在準備をしているところでございます。順調に進めば来年度以降、今度は業務委託契約や物品購入等についても電子契約導入ということで取り組んでまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。この委員会から答申を出せば、また変わっていくかとは思いますが、その答申が出るまでの間、このような取組みで進めていきたいということの整理かと思えます。この件につきまして、何か御意見、御質問等はございますでしょうか。

○委員 2の主な課題と取組み案の(1)の③の事業所労働条件調査の件数の拡大というところで、今年度から18件前後ということで、去年に比べて2倍以上の数を行うというのは何か意図があるのですか。

○事務局 件数自体は受けていただける社会保険労務士の日程の都合もございしますが、一件でも多く実施していきたいと考えております。また後ほど御報告しますが、実際調査をしますと、なかなか守れていない部分もございしますので、一社でも多く取り組んで、条例の趣旨を理解いただけるような形でやっていければと思っております。

以上でございます。

○委員 就業規則が不十分だと常々思っていたのですが、社会保険労務士にち

ちゃんとやっていただけるとさらにそれがはっきりして、いろいろ評価されていて、私が一番思うのは、一番うまくいっていないところは大体残業代のことなのです。残業代を込みでと言うとおかしいのですが、丸めて払っているとか、いろんな形があって、労働者が争えば、裁判になると勝つのですよね。裁判所は労働基準法どおりやるわけだから。日本の企業の方々はその辺でどうしても、誰が悪いというわけではないのだろうけれども、不十分な中で、せっかく指摘していただいているので、1つは非常にいいことだと思います。

もう一つは、指摘された後にぜひ是正してほしいなど。受けたほうは、けちをつけられたわけではなくて、ぜひそれを契機にして改善していただきたい。あわせて、その後に研修会が行われているようですから、顧問弁護士をつけたり、あるいは顧問の社会保険労務士をつけるのはなかなかお金がかかることなので、そういう形で区が積極的に打って出ているのはいいことだと私は思っていますので、ぜひ拡大する方向でお願いしたい。

以上です。

○会長 ありがとうございます。また、この委員会で議論を行っていく上でも、いろいろな事例が出てくると、より議論が展開していくのではないかなと思いますので、よろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

○副会長 (2)の④と⑤に関してですけれども、まず④に関しては、事務局に伺いたいのですが、スライド条項で変更が申請される件数はどのくらいになるのかというのは分かりますでしょうか。

○事務局 件数については手元にはないのですが、基本的にスライド条項対象の工事については、監督員のほうからスライド条項がありますよということをお伝えしているので、かなりの数が申請されているという状況にはなっております。

○副会長 その場合、元請さんから発注者に出る場合と、下請さんから元請さんに出る場合と、スライド条項が課題になるケースがどんなところから出てくるのかは分からないでしょうかね。

○事務局 あくまで契約金額を増額するところを区が対応しているところで、その金額が元請か下請かというところまでは、把握できていないという状況です。

○副会長 分かりました。

それから、⑤ですけれども、この文言を見ますと、「5億円の限度額を設けない運用をしている」となっていますが、5億円は設けないけれども、契約金額の比率みたいなものは設けられているのでしょうか。

○事務局 契約金額の40%を上限としていますけれども、契約金額が何十億と

なると、その40%だと5億円では足りないので、5億円は取り払って契約金額の40%までを支払うということで運用しているところです。

○副会長 分かりました。ありがとうございました。

○委員 この会議でやることかどうかというのもあると思うのですが、入札制度改革の中で、工期とか工程の問題、発注時期の問題というのは、この間、建設工事だと、実質上、夏休みに集中した学校工事なんかが不落になっていたり、年度またぎの工事がなかなかできない中で改善をしていかなければという意見も出ていると思うので、そういう問題と、あと不調不落が実際どれぐらい、どういう工種ごとであるのか、なぜ不落不調が出るのかというのも、区は検証されているとは思いますが、そういう問題も大きく言えば入札制度改革の中で取り組んでいかないと、今後、公共工事が相当数増えていく中で、発注する側と受注者側の歯車が合っていないと、やらなければいけない工事がやれないという状況が出てくると思うので、そういう問題も議題で取り上げていただけたらなと。

もう1個、包括管理業務委託のように、今までのいわゆる建設工事です、委託業務ですというやり方と、全く新しいシステムが今後増えていく。今、既にプロポーザルもかかっている、今後、学校の保守管理以外の問題にも多分包括が入っていくと思うので、新たな入札方式や発注の仕方について、例えば工事とか保守を発注するのが民間企業に変わっていくので、その公契約条例との関係性みたいなものも議題として取り上げていったほうがいいのではないかなという気がしています。

以上です。

○会長 今の点で何かございますでしょうか。この委員会の諮問内容として、社会経済状況に即した効果的な入札制度改革、多種多様な入札の在り方があるかと思いますが、その点についても委員会として答申していくこともできますし、不調不落の原因として、かなりのものが派遣する技術者の不足といいますか、現場代理人等の人材が不足していて入札できなかった。幾つかは金額が合わなかったというものもあるかと思いますが、技術者の問題もあるかなと。

それから、学校等に関する諸設備、特に世田谷の場合、学級増、特活室になっていたところを普通教室に一部戻したり、クラスの人数を40人だったのを35人にしていくということでクラスを増やしていかなくてはいけなかったり、そういったことに伴う工事は、ふだんの授業等をやっているときにはできませんので、それぞれの休みのときに、うまく効率的に工事に入れるようにしているかどうかというあたりのチェックみたいなこともある程度可能かと思いますが、委員会としても幾つか答申していくことも可能かと思いますが、いろいろと委員の皆様のお意見をいただきながら、そこに盛り込んでいくことができれば

とも考えておりますので、よろしくお願いいたします。

区のほうはいかがでしょう。

○事務局 御意見を頂戴して、考えてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

○委員 (2)の入札制度改革の推進についてですけれども、①建設工事総合評価方式の更なる検証・分析ということで、令和8年度から本格実施を目指して、これからも試行を重ねていくということですが、これはちょっと遅かったかなと考えています。とてもいい制度だと思うのですけれども、ちょっと遅くなってきたかなと。実は建設会社とか技術者、それと作業員の囲い込みがもう始まっているのではないかなと思います。というのも、今、国関係の出先機関なんかは災害時の協定をばんばん結んでいて、常時の仕事を優先的に頂戴しているような状態なのですね。ということは、それがなくて、できるかどうか分からない仕事に対して、入札で仕事をいただくのに注力する、そんな時代ではなくなってきたのではないかなと考えます。なので、この辺もできたらこの会議で考えていければと思います。例えばECIとか、提案から施工会社関わって、仕事ができることが約束されたわけではないと思うのですけれども、なるべく高い確率で仕事を受注できることを目的として、そんな発注の仕方もあるのかなと思いますので、そんなことも御検討いただければと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。総合評価方式のところにある項目が若干関わりながら受注が決まっていくという方向も見えるということですが、これらについてもこの委員会でいろいろと御意見をいただきながら、問題点等も幾つかは出てくる。災害特約等はあるのですが、それはそれぞれの地域貢献というところで一定の評価はするのだけど、果たしてそれだけでいいのかということも含めての課題になっていくかと思いますので、この委員会でいろいろと御意見をいただければと思います。

ほかにいかがでしょう。

○副会長 大変悩ましい課題になってしまうのですが、気象の変動の大きさに屋外労働にかなり厳しい状態が生まれているように感じるのです。ですから、工期の設定をどう扱うかということにも絡むし、労働時間の時間帯の変更みたいなもの、今、高校野球が間を休みにしていますけれども、ああいう休息のインターバルみたいなものを取るか、あるいは8時間労働の中の休憩時間を増やすということになると、当然工数が増えてきてしまうので、そういう関係をどう調整したらいいかということを考えないと、現在の気象変動は、気温は38度とか言っていますが、現場は50度近い状況の中で作業をするようなことが起き

るので、作業体制を何とか気候の厳しさに対応した工夫を論議する必要があるのではないかなという気がしているのですが、〇〇委員あるいは〇〇委員の現場での感触から見て、改善の余地はどの程度あるのかというのは考えられる問題でしょうか。

○委員 僕も若い時から仕事をしておりますが、50数年前は、暑い時には、8時から12時まで仕事をして、2時まで休んでいるのですよ。そのあと6時まで仕事をしている。暑い時間を避けるわけです。2時から4時までの間も暑いわけですが、2時から1時間ちょっと我慢すれば最後までもつということですね。よくヨーロッパでやっているのですが、そういうのをまねないのですね。これは現場の人間がやらなくてはいけないのに、事務職が判断しているのですね。仕事の開始時間を9時にしている。これはまずいでしょう。だからこれを変えてもらいたいですね。

○副会長 労働時間の時間帯とか拘束時間に関わるものも出てくるので、その辺の工夫をして。

○委員 その時間は休むということで決を取ればいいと思うのですね。そこで倒れるよりは逆にいいわけですから、個々にやればいいのではないかなとは思いますが、実際は許可証の問題だとか、いろいろ絡んできますのでね。健康状態をどのようにやるかというのを先人はやってきたのを、事務職がそのようにしろと言うからやっているような感じで、現場から上がってくるものを無視してしまっているというところがあるのですね。仕事の開始時間がなぜ9時なのでしょう。苦情が多いからでしょうか。そういうことで、健康に対するものについて、僕はこのように思うわけです。賃金の問題は別にして健康の問題についてはどこまで契約の中に反映させるのかというのは別の話になるのでしょうか。そういうことで健康の問題について自然発生的にやってきた事例として話をしました。

○会長 ありがとうございます。実は非常に大きな問題で、夏なんかは朝の4時過ぎぐらいから明るくなる。いわゆる日照時間の問題があるのですね。ヨーロッパなんかですと夜も結構明るいのですよね。ですから、後ろにずらしても外の工事等もある程度できる。それから、人々もそれなりに動いているから、工事に対するクレームというのは少ないですが、日本人のこれまでの感覚は、8時を過ぎると静かにしろみたいな話が出てきてしまうけれども、そこら辺はまさに生活の仕方が出てくる。

昨日あたりもテレビでスポーツなんかは夜やりましょうということで、夜、開くのですね。昼間は太陽の問題だとか、いろいろとあって、健康によくないから夜開きますということで、夜の9時とか10時ぐらいまで。そういう生活の仕方、それからそれぞれのコンセンサスがどう得られるのかということも含め

て、外工事であれば、本来でしたら12時から3時ぐらいまでは休憩にしてもいいぐらいのところですが、今度はそれではなかなか工期に間に合わない。では、その分、工期を長くするのかどうかということも含めて、本当はどこかで触れられるといいなと思うのですが、気象変動の問題はそれなりに難しい。

本当に今後考えていかなければいけないところで、平年の気温というのは10年単位で変わっていますが、2028年ぐらいに過去の平年の気温が更新されるのですね。10年単位であの数字が変わっていますから。そのときに、その前に比べて恐らく4度ぐらい上がっていますみたいな数字が出てきたときにどうするのかというのは、そのときに議論するのではなくて、そのためにはどうあればいいのかという議論もそろそろ始めておく必要があるという御指摘かと思います。

○副会長 世田谷から発信をしていただきたいなと。

○委員 今のお話は、私は基本的にはお金の話かなと思いますが、結局、労働時間の拘束にしてもお金ですし、あと〇〇委員がさっきおっしゃっていた、その時期における仕事量を少なくして、でも、少なくしたら皆さん生活できないので、金額はそんなに変わらないはずだと思うのですね。もしくは変えていくのかもしれないですけども。そんなことで言っていくと、まあお金かなと。最終的には、設備を整えれば快適にはできるのかなと。個人のベストでも、今、大分いいのが出てきているのです。ただ、一着10万円とかするので、そういうものが必要なのかどうかというのは、私としては、夏の工事に関しては酷暑手当とかをおつけいただいたら、そういうものも買えていくのかなと思っているのです。

以上です。

○会長 今後議論していく内容として幾つか事務局のほうでも箇条書き的にもメモっておいていただければ、この委員会での話の展開がさらに前に進んでいくかなと思います。

次の報告に移ってよろしいでしょうか。それでは、6番目の報告事項に入ります。1番目として地方自治法施行令の一部改正による契約権限の変更に伴う世田谷区公契約条例施行規則の一部改正について、事務局、よろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、資料4を御覧ください。まず、1の背景でございます。現在、世田谷区契約事務規則におきまして、少額随意契約によることができる範囲を地方自治法施行令、いわゆる施行令で同額と定めておるところでございます。規則別表において、諸般の事情を考慮して、庁内の所管課長に権限を委任することができる範囲を定めているところでございます。今年の4月1日、地方自治法施行令が約50年ぶりに改正されまして、これは昨今の物価高騰とか、

あとは契約事務の効率化の観点から改正されたわけですが、少額随意契約の基準額が引き上げられました。

下の表に出ているのですが、別表で権限を決めているわけですが、一番右側、例えば工事とか製造の請負、一番上の行になりますけれども、こちらは130万円のところ、所管課長の権限は50万円までとしておったのですが、今回、施行令改正に伴いまして、所管課長の権限を50万円から200万円まで上げて、200万円まで所管で見積り合わせとかによって随意契約できるということにさせていただこうと考えているところでございます。

その下、財産の買入れ、物品の購入とか、あと一番下を御覧いただきますと委託につきましても、それぞれ100万円ということで合わせておるところです。物品の購入につきましましては150万円まで上げることはできるのですが、委託とそろえまして100万円ということで、その辺は事業者様、また庁内の職員の浸透も図りやすい。以前、50万円ずつで合わせておったところもありますので、今回、100万円までそろえて上げたいということで考えております。

裏面を御覧いただきまして、これに伴いまして、公契約条例に関しましては、チェックシート、改正後と改正前と表が出ているところですが、一番上の第6条ですけれども、改正前は50万円超についてチェックシートを配付しておったところですが、今回の施行令改正に合わせまして、土木工事につきましましては200万円、その他につきましましては100万円ということで、チェックシートの御提出を求める範囲も変えたいと考えております。

3 ページの影響のところでございますけれども、こちらはチェックシートの影響が及ぶ件数とかパーセンテージをお示しさせていただいているところでございます。改正前に対する割合が84～85%ということで、今回、逆に言いますと、15～16%程度が所管課長の権限に移るということなので、その分はチェックシートを配付しないということになりますので、件数的には増減のところに書いてある件数が減っていくという形になります。

最後、今後のスケジュールでございますが、9月1日、議会へは企画総務常任委員会で報告させていただきまして、施行令の施行開始自体は来年の4月から適用開始をさせていただきたいと考えているところでございます。

私から以上でございます。

○会長 ありがとうございます。報告事項ですが、課長の権限がこれまで50万円までだったのが、100万円もしくは200万円以下ということで、これまでよりも課長の範囲で了解できる額が増えた。そのことに伴って、公契約のほうとしては、その分、チェックシートの提出が減ってきます。15%ぐらい減ってくるので、これまでに比べると、おおむね84～85%の割合になってきますという報告かと思います。この件につきまして、いかがでしょうか。よろしいでしょう

か。これは地方自治法施行令との絡みということで進んできているものですので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の話に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。2番目として、世田谷区公契約条例についてのアンケート調査の結果について、前回の委員会では単純集計のある程度の説明がございましたけれども、本日はクロス集計も交えての御報告と伺っております。それでは、事務局、よろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、資料5を御覧いただきたいと思います。こちらは、先ほど会長におっしゃっていただきましたとおり、昨年度実施しましたアンケート調査のクロス集計の結果の御報告となります。集計の仕方としましては、契約の業務の種類とか事業者の規模といった要素で集計をしている形になっております。集計の結果としましては資料に記載のとおりでございますが、特徴的な結果が出たものについて、一部御紹介させていただきたいと思います。

まず、7ページを御覧いただければと思います。こちらにQ19とありまして、「労働報酬下限額の金額は妥当だと思いますか」という質問についての集計となります。この中で、業種ごとの集計では、指定管理者が労働報酬下限額が「高い」と回答した割合が特徴的に高くなっているというところを確認できます。

また、その下の企業規模ごとの集計のところですが、こちらは企業規模が大きいほど下限額が「高い」と考えていらっしゃる事業者が多いという結果となっております。

続きまして、12ページを御覧いただきたいと思います。こちらはQ25がございまして、「公契約条例が適用されたことにより、公契約に基づく業務に従事する従業員の労働条件を改善しましたか」という質問についてですが、上のほうですが、こちらも指定管理者の改善をした割合が最も高いという結果になっております。

また、企業規模ごとの集計ですと、規模の大きな事業所が改善をした割合が一番高いという結果になっているところを確認できます。

また、このほかの切り口での集計の仕方につきまして、御意見がございましたら事務局のほうにおっしゃっていただければ、そちらで集計をしたいと思っております。

説明は以上でございます。

○会長 このアンケート結果についての御意見、御質問は、本日以降も事務局に寄せていただければということですのでよろしいですね。

○事務局 はい。

○会長 今日の段階で、ここは聞いておきたいということとは何かございますでしょうか。よろしいですか。じっくり見ていただいて、前回は単純集計だった

のですが、今回は少なくとも二次元で考えなければいけないような内容になりますので。

それでは、御質問、御意見等があったら事務局にお寄せいただくということで、よろしくお願いいたします。

それでは、3番目の報告に移ります。(3)令和6年度事業所労働条件調査の結果について、事務局から報告願います。

○事務局 それでは、資料6を御覧ください。こちらは昨年度実施しました事業所労働条件調査の結果の御報告です。今回御報告させていただくのは2件となっております。1件目が右上の資料6の下に別紙1と記載されたものになります。こちらは昨年11月29日に実施した調査の結果となっております。結果は記載のとおりでございますけれども、こちらの事業所は結構課題が多い事業所ということで、通常ですと事業所から所見の提出をいただくところなのですが、現在、改善に向けて対応中という形になっておりますので、事業所からの所見は今回添付していないという状況になっております。

続きまして、別紙2と記載されているものになります。こちらの事業所につきましては、通常どおり事業所からの所見も併せて添付させていただいているという形になっております。

説明は以上となります。

○会長 ありがとうございます。本日は2件、別紙1の2ページあたりを見ていただきますと、2ページも3ページも、賃金関係を中心としてDの評価が非常に多かったりしているところがあるかと思います。

もう1点、別紙2ですが、これは実施日が2024年ですか。

○事務局 2025年です。申し訳ございません。

○会長 これは2025年ですね。資料6の別紙2の調査の実施日が2025年2月14日で、これについては事業所から4月8日付で所見が提出されているというものになります。

この労働条件調査の結果について、何か御質問、御意見等はございますか。

○委員

最初の別紙1のほうはたくさん問題があって、これは医者が見つからないといけないかなと。医者と言うとおかしいですが、社会保険労務士か、それに代わる人たちが相談に乗ってあげないと。だって30年改定されていないとあるから、まさにこういう人たちこそ、この機会に何かアドバイスできないかなというのを私は感じているところです。

以上です。

○会長 ありがとうございます。1件目を見たときには、区のほうとしてもアドバイザー制度みたいなものがつくれないのだろうかちょっと思ったところ

もありますが、これらを含めて今後御意見をいただければと思います。いろいろな実態がそれなりに浮き彫りになってきた上で議論を進めていくことができればということで、今年度は18件前後ということかと思います。よろしいでしょうか。

○委員 前回までは土木だとか建築だとか、業種が載っていたと思うのです。あと、総合評価みたいなものもあったような気がするのですが、そういうものを書くとか、総合評価だとそれが走ってしまうからみたいな感じで今回ないのですか。どうして今回は総合評価がないのかなと。

○委員 そういえばそうだね。前はあったね。

○委員 ありました。

○会長 この点いかがですか。

○委員 ちょっとフォーマットが変わりましたよね。

○会長 特に何か意図がありましたか。

○事務局 特段深い意図があるというわけではございません。

○会長 私も、これを最初見たときに、総合評価は何でないのだと。それが一番最初に気になったところです。今の御意見も参考にさせていただいて、昨年度の分の全体を串刺しで見るときも、同じような形になっていたほうがいいのかと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、審議事項並びに報告事項は以上ですが、審議、報告を通して何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、その他に移ります。その他でございますが、先ほど事務局からも資料の説明がございましたけれども、〇〇委員並びに本日御欠席の〇〇委員から労働報酬下限額について意見書が提案されておりますので、最初に〇〇委員、よろしくお願いいたします。

○会長 これの中身の議論は労働報酬専門部会でぜひお願いしたいのですが、適正化委員会全体としても、こういうことがあるのかなと御認識いただくということで、では簡単をお願いいたします。

○委員 詳しい議論は次の労働報酬専門部会ということで、御報告だけいたします。

令和8年度の建設工事における労働報酬下限額等についてということで、時間もないので前文は省略をさせていただきます。

大きく2項目です。1つ目は労働報酬下限額についてですが、公共工事設計労務単価につきましては、今年度、令和7年度も全国平均で6%引き上げられています。ということは、自動的に労働報酬下限額も6%引き上がっているということになります。また、平成25年度から13年連続で設計労務単価は合計で

言うとは85%引き上げられているという状況を鑑みて、いわゆる熟練工の労働報酬下限額は次年度も同じ85%でよろしいかなと思っています。

ただ一方で、それを除外した見習い・手元等の未熟練労働者については、この間、軽作業員の下限額の70%でずっと来ていましたが、これを引き上げたほうがいいのではないかという提案になっております。近年では建設業に限らず、他産業でも人手不足は共通の課題で、特に未経験者をその産業に取り入れるために、20代や30代、若い人の賃金形態を引き上げているのです。これは国家公務員とか公務員の皆さんも同じだと思うのですけれども。そうすると、公共工事で建設業で働く若い人を入れる意味でも、未熟練工だから軽作業員の70%でいいということではなくて、この比率を少し上げて、提案としては、どの職種であっても軽作業員の85%まで引き上げたらどうかということです。

ちなみに、今年度の基準でいきますと、軽作業員の70%だと時給単価1619円になっていますが、これを軽作業員の85%まで引き上げると、時給単価でいくと1966円という計算になります。この辺を御議論いただければと思います。

次ページへ行きまして、2項目、労働条件確認帳票、いわゆるチェックシートについてですが、今年度の議論の項目にも出ておりましたが、正直言うと、私も区の公共工事とか委託業務を受けて書類をつくっている側の立場でもあるのですが、確かに形骸化してしまっていて、1回つくるとそれを使い回しのように使っている部分もありまして、その割には項目がすごくいっぱいある。

一方で、公契約条例、労働報酬下限額が守られていますかというのは、基本はチェックシートでしかあまり確認作業をしていないのです。ただ、50万円の工事だろうが、5億円の工事だろうが、10億円の工事だろうが、チェックシート1枚だけ出して終わり、ましてや下限額の確認をする職種も、1つの契約について1つの職種だけ書くというシステムなのです。これをもう少し改善したほうがいいのではないかということで、一定規模以上の契約については、下請業者がいらっしゃる場合には、下請業者からもちゃんとチェックシートを提出していただくようにしたほうがいいのではないかと。一定規模というのは、まず労働報酬下限額が適用となる契約、工事でいけば3000万円以上、委託であれば2000万円以上で、対象とする下請業者については、工事ごとに、下請業者を使う場合には、元請のほうで区側にこの下請業者を使いますよという報告を必ず出しますので、その報告の出ている事業者さんから提出をしていただく。

ただし、A4の2ページの細かいのでは下請業者も出すのが大変なので、2枚目、本当に簡易版に縮小していますが、労働報酬下限額、賃金に関してのみ記載をしていただく内容のものに凝縮したものを御提出いただく。

ちなみに、今現在も区の公契約条例の手引きによりまして周知をするための届出用紙みたいなのがありまして、あれは一応下請業者からももらってくださ

いねという手引きになっているのです。それと同様に、セットでちゃんと労働報酬下限額の説明を受けて、それを守っていますよという帳票の提出方式に変えられたらという提案になっております。

以上です。

○会長 ありがとうございます。この委員会としては、こういう御提案があったということを共通認識として、そして議論としてはこの後の労働報酬専門部会をお願いできればと思います。

もう1点、〇〇委員のものは、本日御欠席ですが、少し事務局から御説明いただけますか。この後の労働報酬専門部会で説明していただきますか。

○事務局 この後の労働報酬専門部会のほうでお話しします。

○会長 それでよろしいでしょうか。

それでは、この後の労働報酬専門部会で御議論いただければと思います。

以上で予定されていたものは終わりですけれども、ほかに何か委員の方々からございますでしょうか。

なければ、事務局のほうはいかがでしょうか。

○事務局 先ほどスケジュールのところでお話ししましたが、第2回の委員会につきまして、10月から11月頃に予定しております。また皆様の御都合について日程調整をさせていただきたいと思います。近日中に御連絡するようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

○会長 10月末ぐらいかなと思っておりますけれども、日程が決まりましたら御出席のほどよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

この後、おおむね11時5分から労働報酬専門部会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

午前11時1分閉会